

# 防音工事助成

沿道地区計画の区域内にすでに建っている住宅で、道路の騒音が入りにくい構造に改良又は建て替える場合、一定の条件を満たせば、東京都から工事費用の一部助成を受けることができます。

## 助成を受けられる建物

1 沿道地区計画の区域内に建っている住宅で以下の基準日以前からあるもの。

地区名	基準日
大田区環7沿道地区計画	昭和63年4月1日
大田区環8沿道地区計画	平成13年7月1日
大田区中原街道沿道地区計画	平成20年7月1日

2 道路交通騒音が下記の数値以上の居室が対象となります。

夜間 65デシベル  
または  
昼間 70デシベル

※東京都が、騒音値を調査します。  
(実測及び計算)

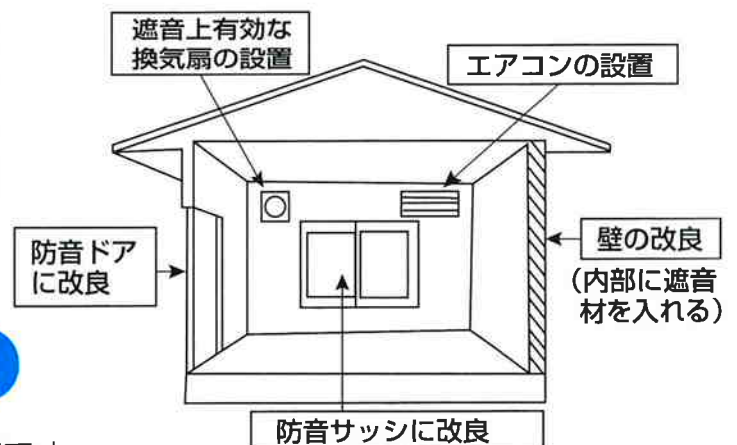


## 助成を受けられない建築物

- ① 新築する建物(建替え工事を除く)
- ② すでに防音工事助成を受けた建物
- ③ すでに防音構造化されている建物

## 助成を受けられる工事

大田区内の沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に適合していない住宅を、防音上有効な構造に改良する工事が対象です。(ただし、エアコン及び換気扇のみの工事は対象となりません)



## 助成を受けられる部屋

居間、応接間、寝室、書斎、子供室、食堂等の居室です。

## 助成を受けられる部屋数等の限度

助成を受けられる部屋の数、エアコン・換気扇の数、工事費の限度は、居住者の人数により下表の通りです。（ただし、対象部屋数は東京都が行う騒音調査等の結果によります。）

人 数（人）		1	2	3	4以上
部 屋 数（室）		1	2	3	4
エ ア コ ン（基）		1	1	2	2
換 気 扇（基）		1	2	3	4
助工 成 限 度 対 象 額	木 造（万円） 〔助成限度額〕	183 〔137.25〕	265 〔198.75〕	378 〔283.5〕	449 〔336.75〕
	RC造（非木造） （万円） 〔助成限度額〕	102 〔76.5〕	152 〔114〕	214 〔160.5〕	255 〔191.25〕

※建替え工事を除く

## 助成金額

助成する金額は、**東京都が審査した額の4分の3**です。  
（助成額を超えた分は自己負担となります）

## その他の事項

助成の申請ができる方は、次の方です。

- 改 良 工 事……改良する住宅の所有者または居住者
- 建 替 え 工 事……建替え工事を行おうとする住宅に居住している所有者で、建替え工事後も引き続き所有し、居住される方。

住宅の所有者が助成の申請をするときは居住者の承諾を、住宅の居住者が助成の申請をするときは所有者の承諾を得ていただきます。



# 助成の手順

防音工事助成は、以下のように進めます。

手 順	担当窓口	内 容	必要書類 (※印は建替え工事のみ必要)
事前協議	東京都	建替え工事のみ必要です。	
騒音調査の申込	大田区	助成を受けようとする方は、大田区の担当窓口で騒音調査申込書を提出していただきます。	騒音調査申込書(承諾書)、住民票、建物登記簿謄本、その他必要な添付書類
騒音調査の実施と結果の通知	東京都	東京都が騒音値等を調査し、結果をお知らせします(調査日は事前にお知らせします)。 ※下線部分は、東京都が委託した業者が行います。	
助成の申請	大田区	助成対象として通知を受けた方は、関係書類を作成し、大田区を通じて東京都へ助成申請をしていただきます。	防音工事助成申請書 見積書、図面、住民票 建設業許可書(写) 委任状(申請者以外の方が手続きを行う場合に添付してください) 印鑑証明書 建物登記簿謄本 写真(工事前のもの) ※建築確認申請書(写) その他必要な添付書類
申請内容の審査		東京都が工事の内容、費用などについて審査します。	
助成契約の締結	東京都	東京都と助成を受けようとする方で防音工事助成契約を結びます。(契約書は東京都が作成します)	契約書
工事の実施	建設局 道路管理部 管理課	契約締結ののち、速やかに工事に着手していただきます。	※工事着手届 ※工程表 ※写真
工事完了届の提出		工事が完了したときは、速やかに工事完了届を東京都へ提出していただきます。	工事完了届 写真(工事中及び完成後のもの) ※検査済証(写)
工事完了の確認	電話 03 (5320) 5279	完了届の提出後、東京都は契約内容と工事が適合しているかなどについて確認します。	
助成金の請求		上記の確認後、請求書等を東京都へ提出していただき、そののち指定の口座へ助成金を振り込むこととなります。	請求書等
助成金の支払い			

この枠内は助成を受けようとする方が行う部分です。

防音工事助成申請書の添付書類である「住民票」・「建物登記簿謄本」は、騒音調査申込書に添付したものと記載内容に変更がない場合、添付を省略できます。変更がある場合は、申請前に都の担当者にご相談下さい。

